

保険料均等割軽減対象の拡大

1 内容

均等割額の 2 割軽減および 5 割軽減の対象者を拡大するため、均等割額の判定基準を改める。

(1) 2 割軽減

軽減対象となる所得基準額について、「 $330,000 \text{ 円} + 350,000 \text{ 円} \times \text{被保険者数}$ 」から「 $330,000 \text{ 円} + 450,000 \text{ 円} \times \text{被保険者数}$ 」に改める。

(2) 5 割軽減

単身世帯についても対象とするため、「 $330,000 \text{ 円} + 245,000 \text{ 円} \times (\text{被保険者数} - \text{世帯主})$ 」から「 $330,000 \text{ 円} + 245,000 \text{ 円} \times \text{被保険者数}$ 」に改める。

2 現行と改正後のイメージ（給与収入、三世帯の場合）

